

2020年12月

お客さまへ

株式会社 京都銀行

金売買業務終了のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京都銀行では、誠に勝手ながら金売買業務の取扱いを下記のとおり終了させていただくこととなりました。ご利用いただいておりますお客さまには、ご不便をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 終了する取扱い業務について

「金地金お預り証書」 による取扱い	お客さまのご購入
	お客さまのご売却
	「金地金（現物）」のお引き出し
「金地金（現物）」 による取扱い	お客さまのご購入
	お客さまのご売却

2. 終了予定日

2021年3月12日（金）

3. お手続きについて

(1) 「金地金お預り証書」をお持ちのお客さま

手続き内容	2021年3月12日（金）までにお申込店にて、ご売却の手続きをお願いいたします。金地金（現物）のお引出しを希望される場合は、大変お手数ですが、お申込店にて手続きのうえ、当行本店営業部へお越しいただきますようお願い申し上げます。
必要書類等	①「金地金お預り証書」 ②お届出印 ③本人確認書類（運転免許証、住民票の写しなどの公的書類） ④個人番号（マイナンバー）の確認書類 ※お客さまが個人の場合、「金地金等の売却金額が200万円（消費税含む）を超える場合」かつ「個人番号のお届けが済んでいない場合」に必要となります。 ⑤当行の通帳またはキャッシュカード ※ご売却代金等は、当行口座への入金となります。

(2) 「金地金（現物）」をお持ちのお客さま

手続き内容	当行でご購入いただきました金地金（現物）のご売却をご希望の場合は、 2021年3月12日（金） までに当行本店営業部にて、ご売却の手続きをお願いいたします。 ※他社でご購入されました金地金（現物）のご売却は受付しておりません。
必要書類等	① 地金（現物） ② 「金地金購入計算書」または「金地金引き出し計算書」 ※ご購入時にお渡ししている書面となります。 ③ 本人確認書類（運転免許証、住民票の写しなどの公的書類） ④ 個人番号（マイナンバー）の確認書類 ※お客さまが個人の場合、「金地金等の売却金額が 200 万円（消費税含む）を超える場合」かつ「個人番号のお届けが済んでいない場合」に必要となります。 ⑤ 当行の通帳またはキャッシュカード ※ご売却代金等は、当行口座への入金となります。

4. ご留意点

「金地金（現物）」をお持ちのお客さまは、終了日以降の売却については、当行以外の貴金属取扱い業者さまへご依頼いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お申込店の窓口までお問い合わせください。

以上